

平成23年度 青少年育成講師派遣事業運営要綱

～社団法人青少年育成山梨県民会議事業～

1. 趣旨

この事業は地域で行う青少年育成活動を活性化するため、講師を派遣し青少年健全育成活動の一層の推進を図ることを目的とする。

2. 対象事業

地域における子ども（主に小学生以下）を対象とした次の事業とする。

事業
遊び教室（伝承遊び、積み木遊び、レクリエーション活動）、野外活動、キャンプ、自然体験、ものづくり教室（工作、陶芸、料理等）、体操教室、文化芸能活動（囲碁・将棋、詩・俳句創作、茶道、礼儀作法、朗読、合唱、琴・マンドリン演奏体験等）、国際交流等

3. 対象団体

- ・青少年育成市町村民会議
- ・民間団体（子どもクラブ、育成会 等）
- ・グループ（地域活動グループ、活動のために編成したグループ 等）
- ・幼稚園、保育園
- ・学校及び市町村主催の事業は助成の対象外である。（学校や市町村が名簿を利用することはかまわないが、助成できない。）

4. 派遣経費

- ・派遣講師への謝礼は社団法人青少年育成山梨県民会議が直接講師へ支払う。
- ・金額は講師1名につき1万円、3名以上は3万円を上限とする。
※活動に伴う材料費や講師への交通費などは、原則として申請者の負担とする。

5. 申請の手順

(1) 申請者は、講師に直接連絡をとり、事業の日時、指導内容等を伝え内諾を得る。

(2) 青少年育成講師派遣申請書（様式1）に必要事項を記入し事業実施2週間前までに、（社）青少年育成山梨県民会議に郵送する。

(3) 講師派遣審査会にて活動内容、活動種目、地域的なバランス等を審査し、派遣するかどうかを決定する。

※派遣回数は原則として1団体につき年2回のみ。

(4) 審査結果を、申請者に通知

(5) 講師派遣決定（事業実施）

講師派遣できない

6. 申し込み受付方法

申し込みの受付については、派遣対象事業の実施日の2週間前までに申請書（様式1）を社団法人青少年育成山梨県民会議に提出することとする。

審査結果は、決まり次第申請者に通知する。

7. 報告

- ・申請者は、事業終了後ただちに、実績報告書（様式2）と活動状況がわかる写真等を社団法人青少年育成山梨県民会議に郵送する。
- ・派遣講師は、事業終了後ただちに、振込依頼書（様式3）を社団法人青少年育成山梨県民会議に郵送する。
- ・実績報告書と振込依頼書の内容を確認し、講師に謝礼を振り込む。
- ・振り込みは、原則として実施月の月末に行う。ただし、実施日が月末であったり、実績報告書、振込依頼書の提出が遅れた場合、翌月の振り込みとなる。

〈書類提出先〉

〒400-0811

甲府市川田町5 1 7

山梨県立青少年センター内 青少年育成山梨県民会議事務局

TEL 055-287-6415

FAX 055-237-5312

8. その他

- ・派遣講師は原則として登録された講師に限る。（ただし、名簿に載っている人の推薦なら、名簿に載っていない人が指導に当たることができる。）
- ・様式1（講師派遣申込書）、様式2（講師派遣実績報告書）、様式3（講師派遣振込依頼書）は(社)青少年育成山梨県民会議ホームページからダウンロード可能。
URL <http://www.eps1.comlink.ne.jp/~ikusei/>
各様式の県民会議事務局からの郵送等も可能。
- ・他で助成を受けている場合は、助成の対象にならない。
- ・講師自身が主催者になることはできない。
- ・講師になりたい（名簿に載せて欲しい）という問い合わせについてできれば名簿に載っている人や県民会議の役員等の推薦が欲しい。団体の場合は組織の概要や活動内容がわかるものを送付してもらい審査する。年度の途中でも登録可能。